

令和 7 年 9 月 19 日
山梨県総合県民支援局こども福祉課
課長 依田 勇人
電話 055-223-1457 (内線 3430)

報道関係者各位

社会的養育機関への寄付受納式及び 令和 7 年度里親認定証交付式について

一般社団法人生命保険協会山梨県協会では、地域共生社会への支援活動を行っており、本年も県内の社会的養育機関 3 団体が活動資金の寄付を受けることとなりました。

また県では、社会的養育の中で家庭養育を担う里親の認定を年 3 回行っており、今回（第 1 回）は、8 家庭 9 人の方が里親として認定されました。

寄付金受納式と認定証交付式を併せて、次のとおり執り行います。

- 日 時 令和 7 年 9 月 26 日（金）
寄付金受納式：14 時 00 分～14 時 30 分
認定証交付式：15 時 00 分～15 時 30 分
- 場 所 防災新館 406 会議室
- 寄 付 者 一般社団法人生命保険協会山梨県協会
- 受 贈 者 社会福祉法人子育て・発達の里（社会的養育機関エール里親支援センター）
社会福祉法人山梨立正光生園（里親支援センター・テラ）
社会福祉法人山梨檜の会（若者自立サポートセンターいっぽ）
- 内 容 ・寄付者あいさつ
・受贈者謝辞
・こども・次世代統括官あいさつ
・里親認定証交付、里親代表者あいさつ
・写真撮影

※添付資料：一般社団法人生命保険協会 山梨県協会のご紹介、里親リーフレット

※山梨県内の里親数 令和 6 年 3 月 31 日現在 206 家庭 352 人

※当日の取材は、終了後、こども福祉課長（依田）がお受けします。

なお、里親認定者の方々の撮影については、プライバシー保護のため撮影に配慮が必要な場合がありますので、事前にこども福祉課職員へ確認してください。

一般社団法人生命保険協会 山梨県協会の活動状況の紹介

<https://www.seiho.or.jp/info/category/social/situation/yamanashi/>

参 考

- ・里親制度とは、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供するものであり、社会的養育（社会全体で子どもを養育する）の重要な柱となる制度です。里親家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要である特定の大人との愛着関係を育み、子どもの健全な育成を図るものです。
- ・平成２８年度に改正された児童福祉法では、実親等による子どもの養育が困難な場合には、まずは、里親など「家庭における養育環境と同様の養育環境」への委託を進めることが明確化されました。

(一社) 生命保険協会 山梨県協会のご紹介

一般社団法人 生命保険協会は、1908 年に社団法人として認可を受け発足して以来、わが国における生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図り、国民生活の向上に寄与することを目的として、様々な事業を行っております。
社会的責任を遂行するための事業として、「助け合いの精神」相互扶助をバックボーンとする生命保険業の性格を踏まえて、1989 年から業界を挙げて社会貢献活動に努めております。

* 山梨県協会の概要 *

1. 生命保険会社 加盟 18 社 【営業職員 1,475 名、代理店 192 店(2025 年 8 月末)】

アクサ生命甲府支社、**朝日生命**甲府支社、**アフラック生命**山梨支社、**かんぽ生命**甲府支店、**ジブラルタ生命**甲府支社、**住友生命**山梨支社、**SOMPOひまわり生命**山梨支社、**第一生命**甲府支社、**大樹生命**山梨営業支社、**大同生命**多摩支社甲府営業所、**東京海上日動あんしん生命**山梨生保支社、**日本生命**甲府支社、**富国生命**甲府支社、**プルデンシャル生命**甲府支社、**マニユライフ生命**甲府支社、**三井住友海上あいおい生命**山梨生保支社、**明治安田生命**甲府支社、**メットライフ生命**甲府エージェンシーオフィス
(以上、会社名 50 音順に掲載)

2. 生命保険販売および支払状況：個人保険+個人年金 (2024 年度) 全 41 社合計

	新契約(*1)		平均 保険金	保有契約(*2)		平均 保険金
	件数	金額		件数	金額	
山梨	件 93,553	拾億円 434	万円 464	件 1,467,820	拾億円 5,899	万円 401
全国	件 13,906,800	拾億円 66,548	万円 478	件 215,369,096	拾億円 883,133	万円 410

*1：契約転換制度による転換後契約を含みません *2：転換後契約を含みます

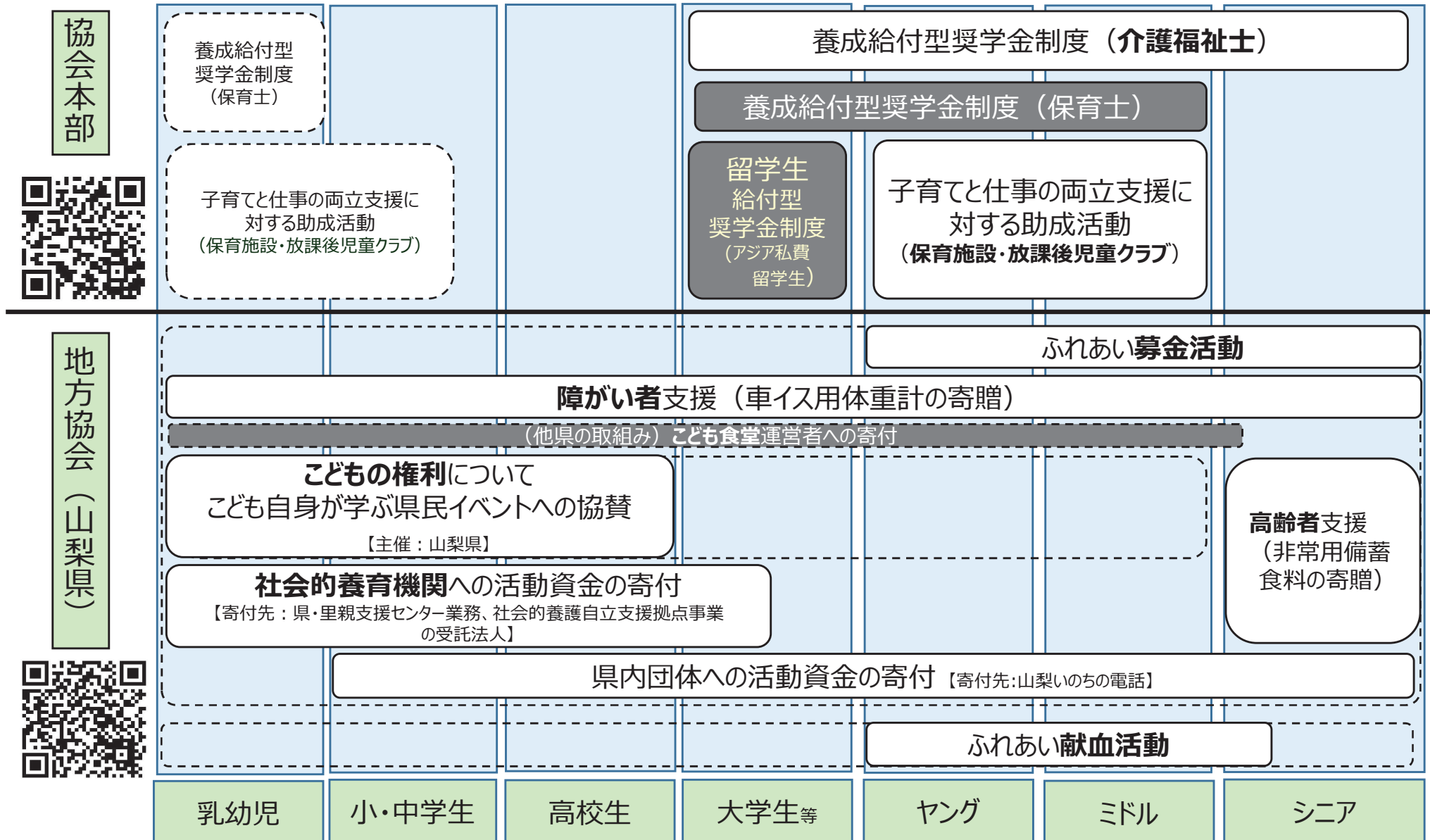
【参考】山梨県常住人口等(2025 年 8 月 1 日現在)： 78.4 万人、35.2 万世帯 (山梨県サト)

○支払保険金・年金・給付金：個人保険+個人年金 (2024 年度) 全 41 社合計

・保険金	6 兆 3, 3 6 4 億円	(1 日あたり 1 7 3 億円)	(前年比 ▲0.1%)
・年 金	3 兆 7, 3 4 7 億円	(同 1 0 2 億円)	(同 +0.5%)
・給付金	3 兆 4, 9 5 0 億円	(同 9 5 億円)	(同 +6.1%)
合 計	1 3 兆 5, 6 6 2 億円	(同 3 7 1 億円)	(同 +1.6%)

一般社団法人
生命保険協会

- ～ 2025年度の取組み内容 ～



6 里親として

里親には子どもへの虐待の禁止、義務教育のほか必要な教育を受けさせること、健康管理、秘密の保持、記録の整備や県への報告などの義務があります。

7 里親会について

山梨県には、里親制度の普及や里親自身の資質の向上を目的とした里親の集まりである『山梨県きずな会』があります。

里親のニーズに沿った研修会の実施や会員同士の親睦を図るための交流会などの活動を行っています。

8 里親に関する相談



里親制度に関心のある方、里親になりたい方は、お近くの里親養育支援機関や児童相談所にお問い合わせください。

里親養育支援機関（里親家庭や里親希望者の総合的な支援を行います）

■（社福）子育て・発達の里 社会的養育機関エール里親支援センター

〒400-0123 甲斐市島上条 1440 番地

TEL 055-277-3093 FAX 055-225-6553 mail:satoohimawari@gmail.com

■（社福）山梨立正光生園 里親支援センター・テラ

〒400-0856 甲府市伊勢 3-8-8

TEL 055-222-8012 FAX 055-288-8035 mail:terra-foster@y-risyou.net

里親支援機関（里親訪問などの支援を行います）

■（社福）葛葉学園 里親支援機関レッタ【県の指定】

〒409-0623 大月市七保町葛野 2467

TEL 0554-22-4806 FAX 0554-22-4886 mail:kuzuha@kuzuha.or.jp

○中央児童相談所 〒400-0851 甲府市住吉 2-1-17 TEL 055-288-1563

○都留児童相談所 〒402-0054 都留市田原 3-5-24 TEL 0554-45-7838

○山梨県こども福祉課 〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1 TEL 055-223-1457

里親になりませんか

～子どもたちの未来のために～



子どもは、親の深い愛情につつまれて、家庭で心身共にすこやかに育つことが望まれています。しかし、さまざまな事情により、自分の家庭で生活することのできない子どもたちがいます。こうした子どもたちを親に代わって、愛情と理解を持って育ててくださる方を「里親」といいます。

山梨県

1 里親には種類があります

○養育里親 ※5年ごと更新

様々な事情があって家庭で養育できない子どもを、親が引き取るまでの一定期間、養育します。

○養子縁組里親 ※5年ごと更新

将来にわたって、親が養育する見込みがない子どもを、自分の養子とすることを前提に養育します。

○親族里親

親が死亡や行方不明、拘禁、疾病による入院等の事情により子どもを養育できなくなった際に、親族(祖父母、きょうだい等)が認定を受けて養育します。

○専門里親 ※2年ごと更新

虐待を受けた経験のある子どもや非行傾向や障がいのある子どもを、経験と専門知識を活かし、養育します。

2 里親の要件等

- ◎ 子どもの養育について理解と熱意と愛情を有すること。
- ◎ 経済的に困窮していないこと（親族である場合を除く）。
- ◎ 里親研修を修了していること（親族里親を除く）。
- ◎ 里親を希望する人及びその同居人が欠格事由(※)に該当しないこと。

※ 里親の欠格事由とは（児童福祉法第34条20）

里親希望者本人やその同居人が、児童虐待を行った者や児童買春・児童ポルノ禁止法等で罰金刑以上の罪で服役、執行猶予中ではない者、禁錮刑以上の罪で服役、執行猶予中ではない者などをいいます。

*その他、心身共に健康であることも求められます。



3 養育費

子どもの生活費、教育費、医療費などが支給され、子どもが事故にあった場合などの補償もあります。また、養育里親（含専門里親）には、里親手当が支給されます。

4 里親になるまでの流れ



5 子どもの紹介から委託まで

I 委託の検討

その子にふさわしい里親との組み合わせを検討します。

II 紹介

委託候補の子どもの状況などについて、里親候補者に説明します。

III 面会

里親候補者と委託候補の子どもの面会を行います。

IV 外出・外泊

子どもが里親と面会等ですぐす時間に不安を感じなくなった時点で、子どもとの外出や外泊を行います。

V 委託

里親宅に宿泊を重ね、里親と子どもとの関係に問題がない場合、正式に委託をします。

VI 委託解除

家庭引き取り、満年齢（18歳）、養子縁組成立などの理由により委託が終了となります。